



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1038	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
1039	森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課).....	2
1040	森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容	(").....	3
1041	保安林の指定の解除	(").....	3
1042	〃	(").....	4
1043	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1044	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
1045	道路の区域変更	(").....	5
1046	〃	(").....	5
1047	道路の供用開始	(").....	5
1048	道路の区域変更	(").....	6
1049	道路の供用開始	(").....	6
1050	道路の区域変更	(").....	6
1051	道路の供用開始	(").....	7
1052	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	7
1053	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8

○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示による通知	(収用委員会).....	8
--	------------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第1038号

令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度エンドポイントセキュリティシステム導入における調査設計及び実証実験業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年7月30日
- 落札者の氏名及び住所

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

- 5 落札金額
29,700,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,700,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年6月18日

和歌山県告示第1039号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和3年11月12日から令和4年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

令和3年8月6日から同年10月14日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に

掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1040号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、白浜町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和3年11月12日から令和4年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

令和3年8月6日から同年10月14日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木467の1、467の14、478の5、478の6、478の8、478の9、480の9、480の10、481の1、483の1、490の5、493、497の2、502の2、502の4、537の3、537の4
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町有田字貝岡698の1（次の図に示す部分に限る。）、698の5、698の11、698の13（次の図に示す部分に限る。）、699の1、699の2、700の1・700の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1043号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1044号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町黒川字水垣内241番1地先から同市桃山町黒川字水垣内254番1地先まで

供用開始の期日 令和3年10月22日

和歌山県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
岩出市宮字宮ノ内75番1地先から同市宮字宮ノ内202番3地先まで	旧	6.74 } 17.15	122.00	

和歌山県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町小畑字西ノ側1158番1地先から同市下津町小畑字西ノ側1161番4地先まで	旧	4.74 } 5.93	43.33	
同上	新	4.74 } 12.55	43.33	

和歌山県告示第1047号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町小畑字西ノ側1158番1地先から同市下津町小畑字西ノ側1161番4地先まで

供用開始の期日 令和3年10月22日

和歌山県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 玄子小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高川町大字千津川字下南谷5662番1地先から御坊市藤田町吉田字笠屋1396番地先まで	旧	5.67 } 14.96	217.90	東岸出合橋 L=7.40 大井堰橋 L=7.80
同上	新	10.73 } 20.27	218.30	東岸出合橋 L=8.00 大井堰橋 L=8.65

和歌山県告示第1049号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 玄子小松原線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字千津川字下南谷5662番1地先から御坊市藤田町吉田字笠屋1396番地先まで

供用開始の期日 令和3年10月22日

和歌山県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

る。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字宮ノ前字神田324番1地先から同町大字宮ノ前字椿坪151番4地先まで	旧	8.44 } 14.07	162.00	
同上	新	10.21 } 14.07	162.00	

和歌山県告示第1051号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字宮ノ前字神田324番1地先から同町大字宮ノ前字椿坪151番4地先まで

供用開始の期日 令和3年10月22日

和歌山県告示第1052号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
白浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
白浜都市計画下水道事業 白浜公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和62年3月30日
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第1053号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和3年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3568	田辺市秋津町字西八町262番8の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 3.10.11	6.00	25.54

諸 報

和歌山県収用委員会公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において読み替えて準用する同令第5条第1項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき事項を記載した書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年11月12日をもってその通知があったものとみなされる。

令和3年10月22日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 通知すべき事項を記載した書類の名称

令和3年10月13日付け和収第06240001号「審理の開催について（通知）」

3 通知を受けるべき者

山田幸一 住所不明

岡織右エ門 住所不明（ただし、土地登記記録上の表示 和歌山県西牟婁郡田並村大字田並1011番地）